

様式第1号

会議録

会議の名称	令和2年度第3回所沢市地域公共交通会議(書面会議)
開催日時	(会長から委員に意見等を求めた日) 令和3年2月12日(金)
開催場所	書面会議のため開催場所はありません
出席者の氏名	(書面会議に参加した委員) 武熊 雅郎、本多 美佐保、柴田 志津子、大石 京、 鈴木 由紀子、横溝 哲夫、玉津島 一誠、山内 智矢、 鶴岡 洋、加藤 和伸、藤田 貢、小河 憲司、尾崎 晴男、 青木 宏之、島田 真、市川 博章、埜澤 好美、新井 浩、 黛 浩一郎、松本 みどり
欠席者の氏名	なし
議題	(1)ところバスの運賃改定について (2)その他
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問書(写) ・次第 ・資料1 所沢市内循環バス「ところバス」におけるバス利用特典サービス「バス特」のポイント及びチケット付与終了について ・資料2 バス利用特典サービスについて ・資料3 運賃の種類・額及び適用方法(ところバス) ・資料4 ところワゴン運賃表の適用方について(報告) ・資料5 運賃の種類・額及び適用方法(ところワゴン)
担当部課名	<p>経営企画部企画総務課</p> <p>経営企画部長 川上 一人</p> <p>企画総務課長 山屋 貴裕</p> <p>交通政策室長 大館 寿貴</p> <p>主任 鈴木 悠司</p> <p>市民部交通安全課</p> <p>市民部長 市川 博章</p> <p>交通安全課長 粕谷 広和</p> <p>主査 盛清 啓介</p> <p>【問い合わせ】 経営企画部 企画総務課 電話 04-2998-9046</p> <p>市民部 交通安全課 電話 04-2998-9140</p>

様式第2号

発言者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
	<p>※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面による会議を開催したことから、書面会議の開催資料の概要及び書面表決書による採決結果等を記載しています。</p> <p>議題(1)ところバスの運賃改定について</p> <p>所沢市内循環バス「ところバス」におけるバス利用特典サービスの終了に伴う運賃の改定について協議を行った。</p> <p>事務局からの説明概要は以下のとおり。</p> <p>同サービスはバスカード等からICカードへの支払い方法の早期転換を図ることを目的として、平成19年3月のPASMOサービス開始と同時に各バス事業者が導入した制度。ICカードでの支払い金額に応じて、付与されるポイントを一定数貯めると割引チケットが付与(ICカード上に記録)され次回利用時に割引されるというもの。</p> <p>(例:利用金額1,000円→バスポイント1000P→割引チケット100円分)</p> <p>「ICカードへの支払い方法の転換」という導入時における所期の目的を達成したこと(西武バスの路線バスにおいては、ICカードによる支払いが90%超)及び新型コロナウイルス感染症の影響により路線バス事業における経営環境が悪化しており、路線の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、西武バスは同サービスについて、令和3年3月31日で終了する方針である。</p> <p>ところバスにおいては、平成22年のICカード決済の導入に合わせて同サービスを運賃に適用している。市では毎年、ところバスの運行補償料として1億円以上を負担しており、受益者負担の観点からその軽減が課題となっている。運行補償料の削減に繋がる(割引の廃止により運賃収入の増加が見込まれる)ことから同サービスを終了することとしたい。</p> <p>なお、同サービスを終了する場合の周知方法として、ところバス車内やホームページ等における周知の実施を検討している。</p> <p>また、西武バス以外の各バス事業者や周辺の自治体においても同サービスを終了する動きとなることが予測される。</p>

	<p>このことについて、意見表決書による採決及び意見の取り寄せを行った。</p> <p>【採決結果】</p> <p>承認する：武熊委員、本多委員、柴田委員、大石委員、鈴木委員、横溝委員、玉津島委員、山内委員、鶴岡委員、加藤委員、藤田委員、小河委員、青木委員、島田委員、市川委員、埜澤委員、新井委員、黛委員、松本委員</p> <p>否認する：なし</p> <p>※尾崎委員については本会の会長であることから、所沢市地域公共交通会議条例第6条第1項の規定により、会議においては議長となるため、採決には参加していません。</p> <p>採決の結果、全会一致でところバスにおけるバス利用特典サービスの終了に伴う運賃改定について、原案のとおり承認され、可決した。</p> <p>【議題(1)に対する意見】</p> <p>委員 利用者の立場からすると、「バス特」制度は存続させてほしいが、西武路線バスが同制度を終了するのであれば「ところバス」についてもこれにならうことはやむを得ないと考える。</p> <p> 参考に他のバス事業者、東武、国際興業等の状況も伺いたい。</p> <p>委員 サービス終了の周知をわかりやすく明確な方法で行っていただきたいと思</p> <p> います。</p> <p>委員 コロナ禍中、事業主が御苦労されていること、痛感しておりやむを得ないことかと思</p> <p> います。但し、サービスが低下する事は考えさせる事があります。利用者の多くは高齢者がかなりおられる事と思</p> <p> い、弱者に恩恵が受けられるような行政をしていただきたい。</p> <p>委員 大切な案件につき、しっかりと協議すべきと思いますが、緊急事態宣言の中</p> <p> ですので事務局案を承認します。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議題(2)その他

令和2年11月19日(木)に開催した、令和2年度第2回所沢市地域公共交通会議において、ところワゴン及びところバスの日乗車券の共通利用を適用するうえで、運賃表の適用方の表記に不備があるとの指摘があった件について、ところワゴン及びところバスの運賃表の適用方について修正したことを報告した。ところワゴン及びところバスの日乗車券の共通利用に関しては、既に令和2年度第2回所沢市地域公共交通会議において、協議が調っていることから本件については報告事項として取り扱うこととし、採決は行わず、各委員からの意見の取り寄せのみを行った。

【議題(2)に対する意見】

委員

運賃表なども(資料5等)とてもわかりにくいです。「〇〇の半額」と書くのと併記して具体的な金額を記す方が読む側に親切です。

採決結果の報告及び各議題に対する意見への対応

採決後、その結果について全ての委員に対して書面にて報告をおこなった。また、その際、各議題に対し委員から寄せられた意見について、以下のとおり回答した。

(意見)参考に他のバス事業者の状況も伺いたい。

(回答)路線バス事業者及び他市コミュニティバスにおけるバス利用特典サービスの終了に向けた検討状況は以下のとおりです。

【路線バス】

事業者名	状況
西武バス(株)	令和3年3月末終了予定
国際興業(株)	令和3年2月末終了予定
東武バスウエスト(株)	令和3年3月末終了予定
イーグルバス(株)	令和3年4月末終了予定

【コミュニティバス】

自治体名(運行事業者名)	状況	
入間市	西武バス(株)	終了に向け検討中
狭山市	西武バス(株)	終了に向け検討中
川越市	西武バス(株)	令和3年3月末終了予定
	東武バスウエスト(株)	令和3年3月末終了予定
	イーグルバス(株)	令和3年4月末終了予定

(意見) サービス終了の周知をわかりやすく明確な方法で行うこと。

(回答) 令和 3 年 3 月上旬より、ところバスの車内広告スペースへの掲示及び市ホームページによる周知を実施します。

(意見) 高齢者等、弱者が恩恵を受けられるような行政運営とすること。

(回答) 特別乗車証の提示により、市内在住の障害者等が無料となるほか、65 歳以上の方及び介護保険被保険者証を所持する方は運賃が割引(半額)となる点については維持されております。今回の変更は受益者負担の観点から、高齢者に限らず、全ての利用者に広くご負担をお願いするものです。

(意見) 運賃表について、利用者がわかりやすいよう、具体的な金額で表記すること。

(回答) 今回は、国への届出に使用する運賃表を資料としてお示ししております。国への届出の際の標準的な記載方法にならない、このような表記となっておりますが、ところワゴンの運賃については距離制ではなく均一制であるため、広く利用者等の目に触れる利用案内、広報紙、市ホームページ及び停留所の表記については、ご指摘のとおり、金額でお示しすることとしております。